2026年9月1日

各　位

山形市七日町三丁目１番２号
株式会社　山形銀行
取締役頭取　佐藤　英司

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取扱いの店舗までご照会ください。

１．　対象となる預金等

2016年4月1日から2017年3月31日に最終異動日等があった預金等

２．　預金保険機構への納期限（※）

2027年9月1日

（※）法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以　上

公告の中断についての追加公告

１．　公告中断日時

2026年10月22日　午前2時00分から午後8時00分まで

２．　公告中断内容

公告掲載期間において、サーバのメンテナンスのため公告の中断が生じました。